

## 特定行為研修修了者（特定行為認定看護師）による医療行為について

当院では、医療の質向上と安全性の確保を目的として、厚生労働省が定める「特定行為研修」を修了した看護師（特定行為認定看護師）が、医師の包括的指示のもとで一定の医療行為を実施しています。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### ■ 特定行為とは

特定行為とは、医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、特定行為研修を修了した看護師が実施できる医療行為のことです。

これにより、迅速な処置や適切な医療提供が可能となり、患者さんの安全と治療効果の向上につながります。

### ■ 医師との連携体制

特定行為認定看護師が行う医療行為は、すべて医師が作成した手順書に基づき、医師の管理下で実施されます。必要に応じて医師が直接診察・判断を行い、安全性を最優先に対応します。

### ■ 患者さんへのお願い（包括同意について）

当院では、特定行為認定看護師が医療の質向上のために活動していることをご理解いただき、特定行為の実施に関して包括的な同意をいただいたものとして取り扱わせていただきます。

特定行為認定看護師による医療行為を希望されない場合や、ご不明な点がある場合は、遠慮なくスタッフへお申し出ください。また拒否したことにより、治療および看護上の不利益を被ることはありません。

### ■ お問い合わせ

部署名：患者支援センター

電話番号：059-375-1212

受付時間：平日 9：00～17：00